

静岡県人事委員会は、静岡県職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1168

静岡県職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の旅費に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-20）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(日当及び <u>宿泊料</u> の職務区分)			(日当及び <u>食事料等</u> の職務区分)		
第10条 (略)			第10条 (略)		
別表第2 (第7条関係)			別表第2 (第7条関係)		
区分	旅費の種類	提出する書類	区分	旅費の種類	提出する書類
(略)			(略)		
3	条例第16条に規定する航空賃、条例第20条若しくは条例第33条第5項に規定する食事料、条例第32条第2項に規定する車賃の実費額又は条例第35条に規定する旅行雑費	(略)	3	条例第16条に規定する航空賃、条例第20条若しくは条例第33条第6項に規定する食事料、条例第32条第2項に規定する車賃の実費額又は条例第35条に規定する旅行雑費	(略)
4	条例第19条第2項(条例第33条第6項において準用する場合を含む。)に規定する宿泊料又は条例第33条第2項に規定する宿泊の場合における日当	(略)	4	条例第19条第2項(条例第33条第7項において準用する場合を含む。)に規定する宿泊料又は条例第33条第2項に規定する宿泊の場合における日当	(略)
(略)			(略)		
11	(略)	(略)	11	(略)	(略)
			12	条例第33条第4項及び第5項に規定する宿泊料	その支払を証明するに足る書類のほか条例第33条第5項の規

					定に該当する場合には特別の事情を証明する書類
<u>12</u>	(略)	(略)	<u>13</u>	(略)	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)	<u>14</u>	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	<u>15</u>	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)	<u>16</u>	(略)	(略)
備考 区分欄中1、2、4及び <u>11</u> については、 旅行命令権者が公務上の必要 <u>その他特別な事情又は天災その他やむを得ない事情</u> を確認できる場合には、旅費の計算に必要な書類を省略することができる。			備考 区分欄中1、2、4、 <u>11</u> 及び <u>12</u> については、旅行命令権者が公務上の必要 <u>その他の事情</u> を確認できる場合には、旅費の計算に必要な書類を省略することができる。		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県職員の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び旅行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。